

いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

2020年6月2日改訂

2022年4月1日改訂

富士吉田市立下吉田第二小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに、この方針はいじめ防止対策推進法第13条（平成25年9月28日施行）により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。教育基本法前文において、教育の推進にあたり個人の尊厳を重んじるべきことが記されている。私たち教職員は、心身の健全な成長に重大な被害を与えるいじめについて、絶対に許されない行為であるという毅然とした立場で指導にあたらなければならない。そして、すべての児童が様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう努力しなければならない。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的または物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛または財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

(2) いじめについての基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、適切な取組を行う。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校家庭社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

(1) いじめ対策委員会

- ① いじめ問題への組織的な取組を推進するために、この「いじめ対策委員会」を設置する。この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ② 構成員は、学校長、教頭(2)、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭とする。
- ③ 活動
 - ・いじめの未然防止、早期発見について。(アンケート調査、教育相談等)
 - ・いじめ事案への対応について。
 - ・いじめに関わる資質能力向上のための校内研修について。
- ④ 定例のいじめ対策委員会は各学期に一回程度とする。また、校長の要請により必要に応じて臨時の委員会を設定することができる。

(2) 生徒指導部会

生徒指導部会では、いじめの未然防止・早期発見に関わって全校児童についての対応及び、現状や指導についての情報交換を行い、共通認識に基づいた共通指導について話し合う。

3 未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり，児童アンケートや Hyper-QU 検査結果を生かしたりして，児童の実態を十分に把握し，よりよい学級経営に努める。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め，児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ① Hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景，学級の成果と問題点，教師の観察との共通点及び相違点など）を考え，職員研修で共通理解を図る。
- ② 年3回の児童アンケート実施後に，必要に応じて学級担任により教育相談を行い，児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- ① 縦割り班活動のなかで，協力したり協調したりすることを学習し，人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① 全校児童のインターネット利用等に関する使用状況調査を行い，現状把握に努めるとともに，児童にモラル教育を実施するなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

(7) 特に配慮が必要な児童生徒への適切な配慮や指導

- ① 以下に示す児童生徒を含め，特に配慮が必要な児童生徒については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに，保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

ア 発達障害を含む障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人、外国にルーツを持つ児童生徒

ウ 性同一障害や性的嗜好・性自認等(LGBTQIA+)に係る児童生徒

エ 東日本大震災等に被災したり、原子力発電所事故で避難している児童生徒

4 早期発見の取組

(1) 保護者や地域，関係機関との連携

児童，保護者，学校の信頼関係を築き，円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には，家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また，必要に応じて，福祉課，教育委員会，中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 年3回の児童アンケートの実施

各学期毎に，児童アンケートを実施する。また，このアンケートをもとに，一人一人の児童と直接話をして，思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後における児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記な

どから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめへの対処

(1) 報告・連絡・相談

いじめの兆候を発見したり、いじめについて相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) 対応の協議

いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

(3) 児童・保護者への指導及び助言

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 別室等における学習

いじめを受けた児童が、安心して教育を受けるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 保護者との連携

いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携

インターネットを介して行われたいじめや犯罪行為として取り扱うべきいじめ等、重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対処する。

(7) いじめ解消までの観察

以下の2つの要件が満たされているかどうか日常的に観察し、いじめ対策委員会に報告、確認する。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していると確認されていること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及びその保護者に面接等で確認されていること

6 その他の留意事項〔重大事態への対処〕

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した場合には、市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する対処を検討する。

③ 市教委の指導のもと、いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。

④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、共通理解のもと対応する。

7 下二小いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。
年度当初に年間の計画を確認し合うとともに組織体制を整える。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		いじめ対策委員会①	P T A総会で啓発	いじめ対策委員会②		校内研修	いじめ対策委員会③
防止対策		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事案発生時に、緊急対応会議の開催 対応チーム設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 学級づくり・人間関係づくり・情報モラル・人権や法律学習の実施 </div>					
早期発見		配慮児童情報交換会①	いじめアンケート(なかよしらべ①) 児童面談 Hyper-QU検査			Hyper-QU検査結果の検討	
		定期的な情報交換（月例生徒指導部会の開催）					
行事		対面式 一年生を迎える会	ふれあい集会	ふれあい集会			運動会
学年の取り組み 教科・道徳・行事	1年		学年集団下校指導 はやとのゴール 【思いやり・親切】				
	2年	きれいな羽 【友情・信頼】	町探検				
	3年		貝から 【友情・信頼】 町探検 →				絵葉書と切手 【友情・信頼】
	4年		春の遠足 (三ツ峠登山)	心と心のおく手 【思いやり・親切】			わたしとさおりちゃん 【友情・信頼】
	5年		林間学校取組	言葉のおくりもの 【友情・信頼】 落とし物 【思いやり・親切】	わたしはひろがる【公正・公平】		
	6年	憲法と私たちのくらし	修学旅行取組 ひとみと厚 【友情・信頼】	温かい行為が生まれるとき【思いやり・親切】		富士登山	ロレンゾの友達 【友情・信頼】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	いじめ対策委員会④	個別懇談で啓発				いじめ対策委員会⑤
防止対策	事案発生時に、緊急対応会議の開催 対応チーム設置					
	学級づくり・人間関係づくり・情報モラル・人権や法律学習の実施					
早期発見					親子携帯安全教室	
	いじめアンケート(なかよししらべ②) 児童面談	学校評価による取り組み状況調査	児童アンケート実施	児童アンケートの考察	配慮児童情報交換会②	
定期的な情報交換(月例生徒指導部会の開催)						
行事		ゲームウォークラリー		ふれあい集会	ふれあい集会 6年生に贈る会	
学年の取り組み 教科・道徳・行事	1年	秋の遠足(グループ探検) 焼き芋集会(園児)	くりのみ【友情・信頼】 昔遊び集会(お年寄)	はしの上のおおかみ【思いやり親切】	(体験入学(園児交流))	二わの小とり【友情・信頼】
	2年	2年生祭り 竹馬と一輪車【友情信頼】		ぐみの木と小鳥【思いやり・親切】	公園のおにごっこ【思いやり・親切】	
	3年	児童会の取組			明るくなった友だち【友情・信頼】	メニューにない料理【思いやり・親切】
	4年	親善音楽会 児童会役員選挙の取組	二十五人へのおくりもの【友情・信頼】		温かい言葉【思いやり・親切】 2分の1 成人式	
	5年	児童会役員選挙の取組 友のしょうぞう画【友情信頼】	UD って何だろう【思いやり・親切】		ふれあい活動の取組 ぐずれ落ちた段ボール【思いやり・親切】	
	6年	おばあちゃんの指定席【思いやり・親切】		卒業の取組	最後のおくり物【思いやり・親切】	